

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案 に関する大臣指示

平成 24 年 12 月 12 日

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関しては、12月1日に情報収集、船舶・航空機の安全確保等に万全を期すよう指示しているところである。

北朝鮮は、我が国を含む関係各国が強く自制を求めてきたにもかかわらず、本日9時49分頃、「人工衛星」と称するミサイルを発射した。落下物の有無については現在確認中で、現在までのところ、我が国領土内への落下物は確認されていないものの、本日の総理指示等を踏まえ、国土交通省として、さらに次の対応を講じることとする。

1. ミサイルが通過したと判断される地域に重点をおいて落下物等による被害がないかについて、海上保安庁による海域への船艇、航空機の派遣を含め、改めての確認を行うこと。
2. 万一落下物が落下していた場合等に備え、海上保安庁をはじめとする関係部局において、引続き所要の態勢をとるとともに、被害等を認めた場合に必要な措置を講じる等、その対応に万全を期すこと。
3. 船舶・航空機の安全確保の観点から、航行警報等により関係事業者等に注意を喚起しているところであるが、引続き、船舶・航空機の安全に万全を期すこと。